

地域人口の急減に対処するための 特定地域づくり事業の推進に関する法律 概要

(令和元年12月4日公布／令和2年6月4日施行)

一 目的

特定地域づくり事業(三2)を推進し、併せて地域づくり人材(二)の確保及びその活躍の推進を図り、もって地域社会の維持及び地域経済の活性化に資すること

二 地域づくり人材

地域人口の急減に直面している地域において就労その他の社会的活動を通じて地域社会の維持及び地域経済の活性化に寄与する人材

三 特定地域づくり事業協同組合

都道府県知事の認定を受けた(中小企業等協同組合法上の)事業協同組合

1 認定基準

- ①自然的・経済的・社会的条件からみて一体であり、
地域づくり人材の確保について特に支援を行うことが必要な地区
- ②(i)特定地域づくり事業が適正に行われることを確保する見地から適当であり、かつ、組合の職員の就業条件に十分に配慮されている計画
(ii)当該事業が地域社会の維持及び地域経済の活性化に特に資すること
- ③当該事業を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎
*労働者派遣法における労働者派遣事業の許可の基準を参酌
- ④事業協同組合、関係事業者団体及び市町村の間の十分な連携協力体制

2 特定地域づくり事業

- ①地域づくり人材がその組合員の事業に従事する機会の提供
(i)このうち労働者派遣事業に該当するものを、届出のみで行うことができる
(ii)組合は、労働関係法令を遵守するとともに、労働者派遣事業の適正な実施に努める
(iii)国及び地方公共団体は(ii)のために必要な助言、指導その他の措置を講ずる
- ②地域づくり人材の確保及び育成並びにその活躍の推進のための事業の企画及び実施

3 国及び地方公共団体の援助等

- ・組合に対する必要な財政上の措置その他の措置
- ・組合に対する必要な情報の提供、助言、指導その他の援助

四 その他

- ・地域づくり人材の活躍の推進に資する取組への支援
- ・広報その他の啓発活動
- ・施行後5年を目途に検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずる